

カーボン・オフセット認証制度 FAQ (案)

(1) 認証単位について

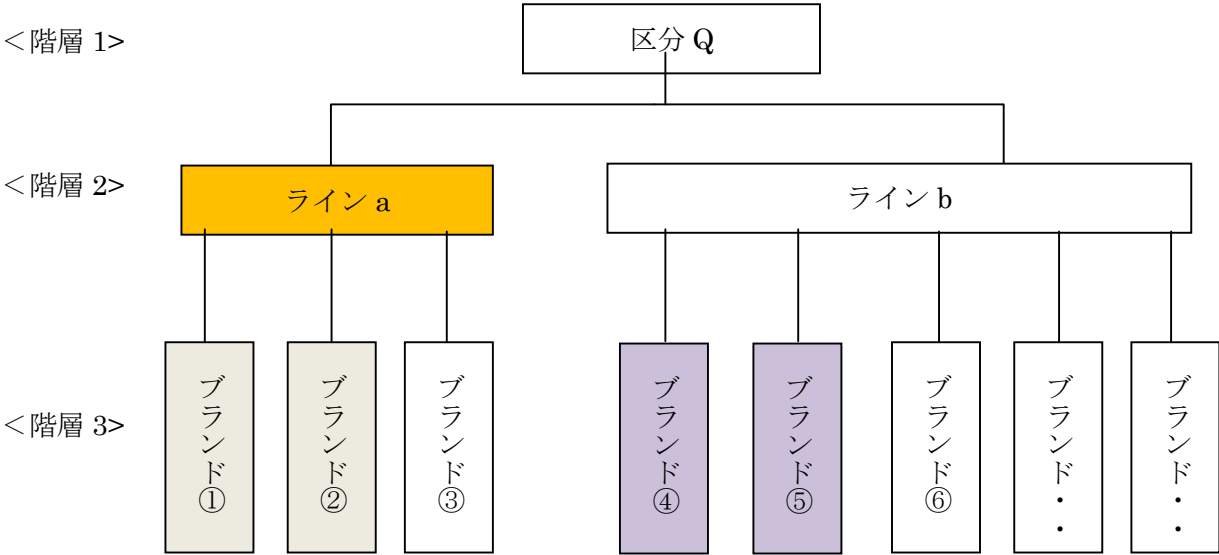
質問 当社製造の商品のうち、A商品、B商品、C商品の3商品を申請したいのですが、1案件として申請しても良いですか？

回答

実施規則第 14 条 1 項により、1 案件と出来る場合は、以下の全ての要件を満たした場合です。

- ① 全ての製造工程・素材・販売計画等が同一であり、一括して温室効果ガス排出量を算定できる。
- ② ①に基づいて設定したオフセット量を、3 商品まとめてカーボン・オフセットできる。
- ③ ②の情報提供があった場合に、制度参加者・購入者・購入者以外の一般消費者の間で誤解が生じない。
- ④ 固有のブランド名等によりまとめることができる。

考え方としては次のような階層を考えます。



認証単位は、情報提供のための単位であり、階層で判断できます。認証を得た場合に、ライン a 全ての商品について情報提供が可能である場合は、ライン a を一案件とします。ライン b において、ブランド④と⑤のみの情報提供しかできない場合は、ブランド④及び⑤の二案件となります。

<参考資料>

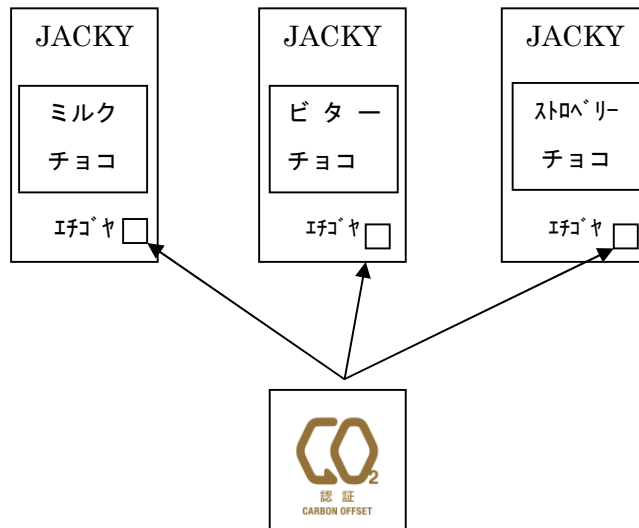
実施規則第 14 条（認証単位の定義）

本認証制度において認証する個別のカーボン・オフセットの取組（以下「案件」という）の認証単位は、以下の各号に掲げる条件（以下、「同一性条件」という）のいずれをも満たすものとする。

- (1) 温室効果ガス排出量の算定対象範囲（バウンダリ）の設定が同一であり、当該温室効果ガス排出量を算定の上で、カーボン・オフセットを一括して実施するもの
 - (2) 制度参加者により物理的・時間的あるいは契約上の範囲で特定される同一規格の商品・サービス、会議・イベント、自己活動（以下「商品等」という）であり、排出量の埋め合わせ及び情報提供において、同一性を損ねないもの
 - (3) 商品等が一般名称ではなく商品名等により個別具体的で特定できるもの
- 2 制度参加者は、当該制度参加者が第 17 条第 3 項に基づく認証を受けた案件（以下、「既認証案件」という）に対して同一性条件を満たしている案件を新たに申請する場合は、既認証案件とは別に申請することとし、第 21 条第 1 項に基づく更新申請の際に単一の案件として申請することができる。

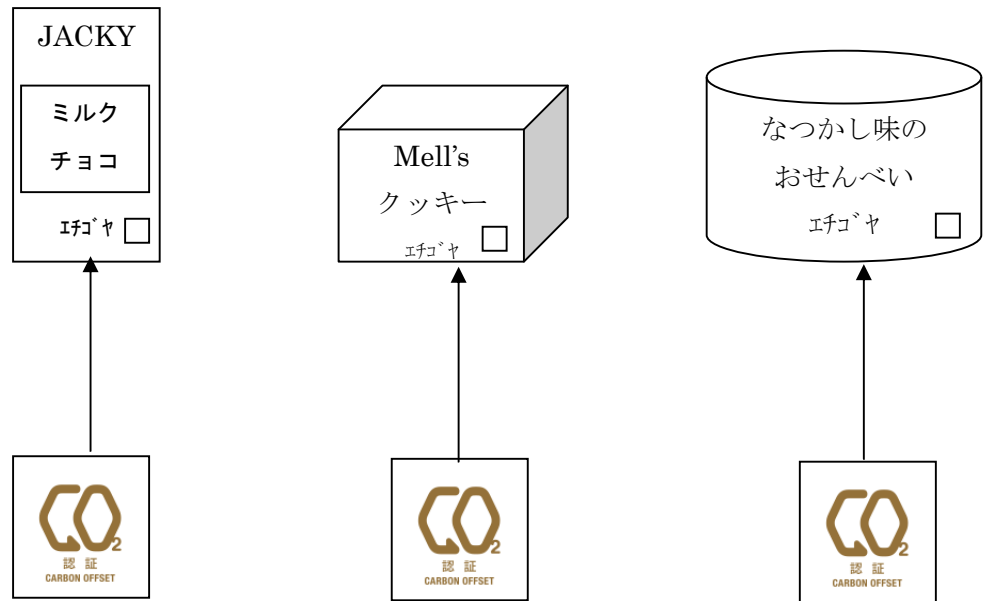
実施規則参考資料

例 1：チョコレートでオフセットキャンペーン商品を認証する場合



- ・ 同一商品（ブランド）シリーズであること（内容物がほとんど同じであれば味・サイズなどが異なっても可）
- ・ 販売計画が単一のもの

例 2：別売りのオフセットお菓子を認証する場合



- ・ 同一商品名（ブランド）ではなく、規格・内容物も異なる
- ・ 販売計画が別である

(2) 消費者の削減努力の促進のための情報提供の表現方法について

質問 食品メーカーの申請者は消費者のどのように表現すべきでしょうか？

回答 第三者認証基準 P13 表 3-③の例示では、認証に係る商品が自動車であれば、「エコドライブの奨励等」となっているが、対象商品が食品等 ツールでない場合には、「消費者の努力」を直接促すことにはなっていないけれども、食品という対象製品の特性上、やむを得ないと考えられる。

(3) 海外の登録簿を用いた京都クレジット無効化確認について

質問 海外の登録簿で無効化された京都クレジットをもって、認証を申請することは可能ですか？

回答 【環境省見解】

可能です。

ただし、海外の登録簿を用いた無効化の場合も、日本の登録簿を用いた無効化と同様、認証委員会としては確認する必要がありますので、無効化が確認できる書類を提出頂きます。オフセット・プロバイダーを使用された場合の確認方法は、以下の通りです。

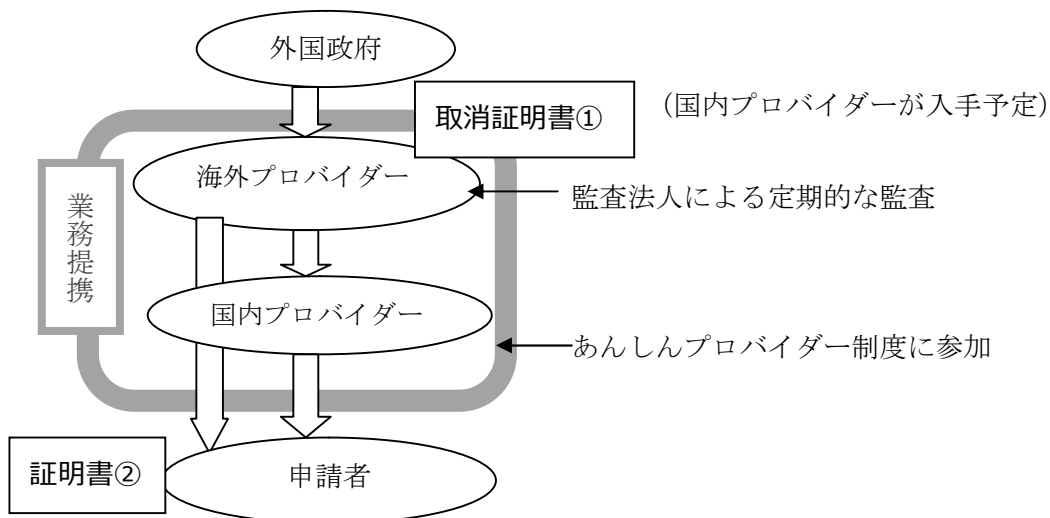
＜申請者が国内のオフセット・プロバイダーを通して海外オフセット・プロバイダーから購入したクレジットについて＞

- ①外国政府の登録簿上で無効化を行った証明
- ②海外オフセット・プロバイダーから申請者へ販売した証明

を、国内オフセット・プロバイダーが確認を行っていることをもってクレジットの無効化が確認されているものとする。なお、海外オフセット・プロバイダーの証明の信頼性については、同社の「炭素収支」(Carbon Statement)が独立監査人による監査を受けていることが条件となる。

＜あんしんプロバイダー制度参加者を使用した場合＞

気候変動対策認証センターによる年4回の確認を行う際、国内オフセット・プロバイダーが、海外において無効化された京都クレジットを取り扱っている場合には、前述の通り無効化の確認を行っていることを確認することとし、個別のオフセット認証に当たっては、証明書②の確認を行うのみとする。



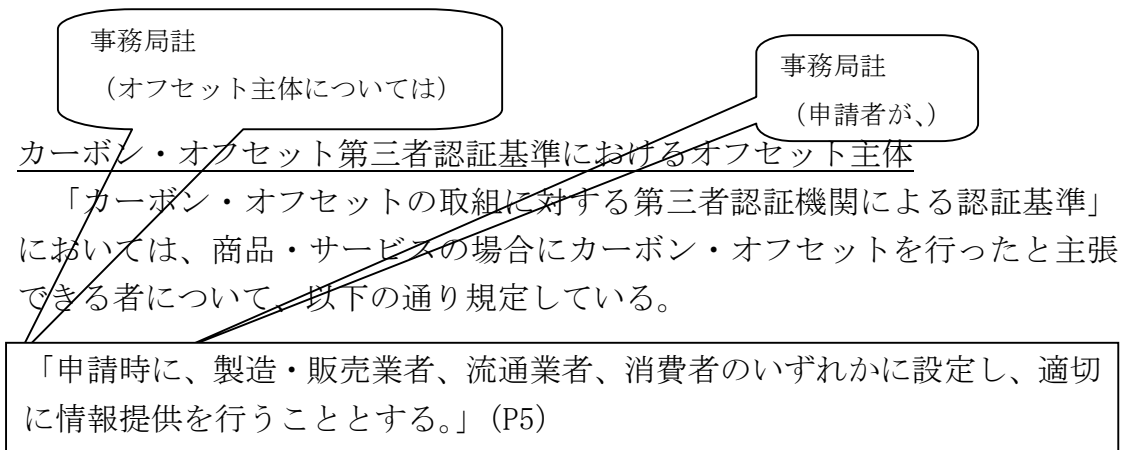
(4) カーボン・オフセットの主体について

質問 カーボン・オフセット主体について教えてください。

回答 【環境省見解】

カーボン・オフセット認証におけるオフセット主体について

カーボン・オフセット認証制度における「カーボン・オフセットを行ったと主張できる者」（以下、「オフセット主体」）については、費用負担者と必ずしも一致している必要はなく、申請者が設定することができる。ただし、当該設定された者がオフセット主体であることを踏まえつつ、費用負担主体に応じた適切な情報提供を行うことが必要である。



情報提供ガイドラインにおける費用負担別の情報提供

「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」においては、オフセット料金を購入者から徴収する場合（例えば通常価格に上乗せする場合）と事業者（販売者）側がオフセット料金を負担する場合の両方を想定しており、いずれの場合においても、消費者の価格負担（料金への上乗せ）の有無を含め、販売価格その他支払いに関する事項について情報提供を行うべき旨を規定している。また、料金への上乗せが行われる場合は、景品表示法や消費者契約法など関連法令に配慮した情報提供を行う必要がある。

(5) あんしんプロバイダー制度参加者が発行する証明書の取扱

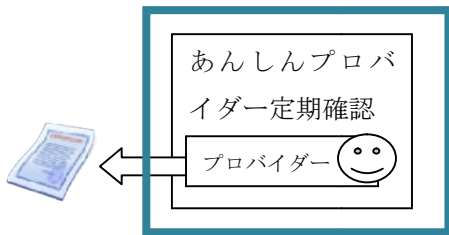
論点 あんしんプロバイダー制度参加者が発行する証明書はすべて認証されているのか？

回答

あんしんプロバイダー制度参加者が発行する証明書については、気候変動対策認証センターが全数またはサンプル調査を行い、重大な誤り等が発見された場合には、是正支援を行っておりますが、証明書の効力を認証・認定するものではありません。

(審査対象の範囲)

A. あんしんプロバイダー制度



B. オフセット認証制度

